

# 労働保険事務組合制度



## をご存知ですか

### 労働保険事務組合制度とは

労働保険（労災保険・雇用保険）には、加入手続きをはじめ、保険料の申告納付や雇用保険の被保険者に関する届出等様々な事務手続きがあり、事業主にとって負担となることが少なくありません。

そこで、事業主の事務の負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体等が、各事業主に代わって、これらの事務を一括して処理することができるようにしたのが、労働保険事務組合制度です。

## 事務委託で得られる3つの利点

1

労働保険の加入手続きをはじめ、保険料の申告納付等事業主の行う事務処理が大幅に軽減されます。

2

労働保険料の納付を3回に分割することができます。  
(※1)

3

事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。(※2)

### ※1.労働保険料の分割納付とは

通常、概算保険料額が40万円（労災保険または雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上の場合のみ、労働保険料の納付を3回に分割することができますが、労働保険事務組合に事務を委託すると、概算保険料額にかかわらず、労働保険料の納付を3回に分割することができます。

### ※2.労災保険の特別加入制度とは

労災保険は、本来、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害または死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方で、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して、特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。労働者を一人でも雇用する事業主が、労働保険に加入して労働保険事務組合に事務を委託すると、事業主や家族従事者なども特別加入することができます。